

# 緊急雇用対策

平成21年10月23日  
緊急雇用対策本部

## 目次

I. 基本的な方針	1
<u>1. 基本認識</u>	
<u>2. 3つの視点</u>	
II. 具体的な対策	3
<u>1. 緊急的な支援措置</u>	
(1) 緊急支援アクションプラン	
— 「貧困・困窮者、新卒者支援」	3
(2) 雇用維持支援の強化	6
(3) 中小企業の支援	7
(4) 女性の就労支援等	7
<u>2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進</u>	
(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進	8
(2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用	11
III. 対策の進め方	13
(別紙) 「緊急雇用対策」の具体的施策	15

# 緊急雇用対策

## I. 基本的な方針

### 1. 基本認識

- ・ 我が国の経済は、最悪期を脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。とくに、雇用情勢は非常に厳しく、失業率は今年7月に過去最高の5.7%に達した後、8月に5.5%に低下したものの依然として厳しい状況にあり、今後悪化する懸念もある。また、景気が回復しても、「雇用なき景気回復(ジョブレス・リカバリー)」となるのではないかと懸念する声もあり、今後の事態の推移に予断は許されない。
- ・ 鳩山政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。このため、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、「緊急雇用対策」を実施する。

### 2. 3つの視点

鳩山政権の雇用対策は、以下の3つの視点に立つ。

#### (1) 情勢に即応して「機動的」に対応する

—急がれる対策を早急を実施する

- ・ 経済雇用情勢は刻々と変化する。このため、情勢変化を迅速に把握し、必要かつ有効な雇用対策を機動的に講じる。今回の対策は、現下の情勢に対応し、急がれる対策を早急にも実施するも

のである。

- ・ 今後の情勢について引き続き細心の注意を払い、その推移によっては、政治主導により果敢に対応する。

## (2)「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

### －最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

## (3)「雇用創造」に本格的に取り組む

### －未来の成長分野を中心に、政策を総合的に推進

- ・ 内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される「介護」、「農林」等の分野や NPO、社会的企業が参加した「地域社会雇用」の創造に取り組む。これらの分野での新たな就業や雇用情勢が悪化した他の産業分野からの転職・転業を支援するため、職業訓練、とくに「働きながら職業能力を高めること」を重視した「積極的労働政策」を本格的に展開するとともに、「産業政策」や「文教政策」と連動した取組を推進する。

## Ⅱ. 具体的な対策

※詳しい内容は別紙参照

### 1. 緊急的な支援措置

#### (1) 緊急支援アクションプラン

##### —「貧困・困窮者、新卒者支援」

###### <貧困・困窮者支援>

(目標) 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

###### (アクションプランの内容)

① 平成21年後半(6月～12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数(推計を含む)の把握

② 利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③ 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス ; 国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続きができるようにする。

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

(イ)ハローワークの雇用支援機能の強化

(ウ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

(エ)年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

- ・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

**④「きめ細かな支援策」の展開**

(ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

- ・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保
- ・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

- ・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底
- ・住宅の確保
- ・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

(ウ)関連施策の展開

- ・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）
- ・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請
- ・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進
- ・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

**⑤その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討**

## (アクションプランの進め方)

### ①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

### ②地域における取組

・関係地方自治体の協力を得て、東京都及び政令市等において、ハローワーク、地方自治体・関係団体等が連携して具体的な取組を推進する。

## <新卒者支援>

(目標) 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

## (アクションプランの内容)

### ①新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

(イ)大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

### ②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

—「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開—

(ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ)企業に対する求人拡大への要請

(エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

### ③「4月就職以外の道」の選択の支援

(ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

### ④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

## (アクションプランの進め方)

### ①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

### ②地域における取組

・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

## (2)雇用維持支援の強化

### ①雇用調整助成金の支給要件緩和等

・出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。

・支給に要する処理期間(初回申請:2か月以内、2回目以降:1か月以内)の設定と年内中の達成を図る。

・申請様式の改正を行う。

・今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。

### ②企業間の出向活用による雇用維持支援

・解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援する。そのため、経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う。

### (3)中小企業の支援

#### ①中小企業で活躍する人材への支援

- ・中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化や、中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

#### ②中小企業の雇用維持・拡大への支援

- ・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の活用促進
- ・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

### (4)女性の就労支援等

- ・都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討
- ・子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣
- ・女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)
- ・ポストドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機会の拡大

## 2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

### (1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

一成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等に取り組む

#### <介護雇用創造>

##### ①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- ・資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

##### ②介護人材確保施策の推進

- ・全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- ・「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施、助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

##### ③介護サービス整備の加速化等

- ・「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- ・大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)

## <グリーン(農林、環境・エネルギー、観光)雇用創造>

### ①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

#### (農林水産分野)

- ・農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の6次産業化—直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等の活用)

#### (環境・エネルギー分野)

- ・住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定
- ・企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成
- ・グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

#### (観光分野)

- ・観光産業の人材ニーズの情報提供
- ・観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)
- ・外客誘致促進等の観光立国の実現に向けた施策展開の加速化

### ②森林・林業再生の推進

#### (ア)緊急的な取組み—「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

- ・「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)
- ・集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等や公共建築物等における木材利用の拡大の推進、地域材の地産地消等による地域における雇用創出(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用) 等

(イ)「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成—森林・林業再生に向けた政策の構築

森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を明示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るため、「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

### ③関連施策の推進

- ・建設企業の成長分野展開支援
- ・住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興
- ・地域のICT利活用促進

## <地域社会雇用創造>

### ○雇用支援分野での「社会的企業」の活用

・新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)。

※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野ではイタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグラウンドワークなどがある。

・NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)